

奈良県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
すこやか薬局いかるが店	生駒郡斑鳩町小吉田二―一―一 三二	平成二十五年八月三十一日
あんしん薬局	北葛城郡広陵町馬見南四―一―一九	平成二十五年九月十三日
ヘルシーストック薬局	大和郡山市南郡山町五二〇―一 マインドビル一階	平成二十五年九月十五日
西岡医院	橿原市北八木町三丁目五〇―一	平成二十五年八月三十一日
医療法人馬淵会山内歯科診療所	生駒市元町一丁目三―二七	平成二十五年七月三十一日